

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月23日

長野県知事 阿部 守一

**長野県規則第7号**

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年長野県規則第6号)の一部を次のように改正する。  
第3条を削る。

第4条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(添付書面等の省略)

第7条 条例第7条に規定する書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条の表の上欄に掲げる書面等及び当該書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置のほか、知事等が別に定める書面等及び措置とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(長野県県税に関する規則の一部改正)

2 長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第122条第3項中「第4条第2項ただし書に規定する知事等」を「第3条第2項ただし書に規定する知事等」に改める。

DX推進課

長野県景観規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月23日

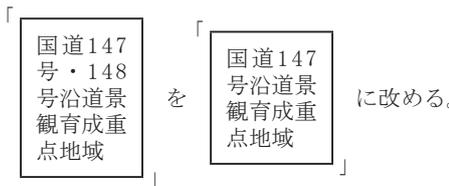
長野県知事 阿部 守一

**長野県規則第8号**

長野県景観規則の一部を改正する規則

長野県景観規則(平成4年長野県規則第41号)の一部を次のように改正する。

別表第2の国道147号・148号沿道景観育成重点地域の項中



附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

都市・まちづくり課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月 日

長野県知事 阿部 守一

**長野県規則第9号**

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、機動捜査隊」を削る。

別表第1の12中「長野養護学校 諏訪養護学校 花田養護学校 伊那養護学校 稲荷山養護学校 若槻養護学校 松本養護学校 上田養護学校 寿台養護学校 飯田養護学校 安曇養護学校 小諸養護学校 飯山養護学校 木曾養護学校」を「長野支援学校 諏訪

支援学校 伊那支援学校 松本支援学校 上田支援学校 飯田支援学校 安曇支援学校 小諸支援学校 飯山支援学校 木曾支援学校 稲荷山支援学校 花田支援学校 若槻支援学校 寿台支援学校」に、「小諸商業高等学校 小諸高等学校」を「小諸義塾高等学校」に改め、同表の13中「機動捜査隊 機動隊」を「機動隊」に改める。

様式第136号の給料及び諸手当用中

期末手当	勤勉手当	寒冷地手当(基準額)	寒冷地手当(加算額)	被服手当	給与の減額	児童手当	災害派遣手当
支給合計		共済掛金(短期)	共済掛金(介護)	共済掛金(長期)	共済償還金	互助会掛金(短期)	互助会掛金(長期)

を

期末手当	勤勉手当	寒冷地手当(基準額)	寒冷地手当(加算額)	給与の減額	児童手当	災害派遣手当	支給合計
共済掛金(短期)	共済掛金(介護)	共済掛金(子ども)	共済掛金(厚年)	共済掛金(退年)	共済償還金	互助会掛金(短期)	互助会掛金(長期)

に改める。

様式第137号の文書処理用中

特別車両(船室)	特別車両(船室)	付随する費用
円	円	円
円	円	円

に、「④」を「⑥」に、

計	② 円	③ 円	摘要
---	-----	-----	----

計	② 円	③ 円	摘要
包括宿泊費		食卓料	備考
月・日	宿泊施設名 金額		
	円	円	
計	④ 円	⑤ 円	

「方法が「自家用車」の場合は、備考欄に「自家用車の登録番号、自家用車の運転者・同乗者の別」を記載すること。」を  
 「1 方法が「自家用車」の場合は、備考欄に「自家用車の登録番号、自家用車の運転者・同乗者の別」を記載すること。  
 2 包括宿泊費について記載する場合は、備考欄に「発着地・経過地、方法」を記載すること。」に、

「  
旅行雑費精算書

清算者印	
------	--

を

「  
旅行雑費精算書

に改め、同様式の

電算システム用中「/車賃」を「等」に、「料金・距離」を「料金」に、

運転同乗

を

付随する費用(円)	運転同乗

に、「(宿泊料」

を「(宿泊料・包括宿泊費」に、「宿泊料」を「宿泊料・包括宿泊費」に改める。

様式第139号の文書処理用の表を次のように改める。

(表)

赴任 旅概 行算 命請 令求 票	起票 . . .		旅行、請求者 所属 職名 氏名		命令印	決裁回議	
	旧所属						
用務の内容 赴任のため		住所 居所	旧				
		新					
(特会に限り記載)		種別	概算金額	精算金額	追給(返納)額	精算	命令権者確認印
会計		金額	円	円	円	出納員	
款	項	目	節	金額			
		受領、精算印					
		出納機関印					

移転料	距離	①上限額	引越業者代	レンタカー代	レンタカーガソリン代	自家用車使用代	有料道路代	②a~eの計	移転料 ①か②のいずれか 低い額 円
	km	円	a 円	b 円	c 円	d 距離× 円	e 円	円	
着後 手当	家賃等			宿泊料・食卓料相当					着後手当 ①+② 円
	1か月の家賃		手数料+礼金等	月・日	宿泊施設	宿泊料	食卓料	備考	
	(上限 円)	円	①	・					
	×	円	円	・					
1か月の家賃		円	円	計			② 円		
移転 雑費	移転雑費定額 円							移転雑費	円

職員 の移動 に係る 交通費 等	鉄道 賃等	月・日	発着地・経過地	方法	距離	運賃等	急行料金	特別車両 (船室)	付随する費用	備考
		・				円	円	円	円	
		・								
		・								
計									① 円	
宿泊料 等・食 卓料	月・日	宿泊施設	宿泊料等	食卓料	備考				計	職員の交通費等 ①+②+③ 円
	・								② 円	
	・									
旅 雑 費	・	内容・金額								③ 円

家族 移 転	鉄 道 賃 等	月・日	発着地・経過地	方法	距離	運賃等	急行料金	特別車両 (船室)	付随する費用	備考
		・				円	円	円	円	
		・								
		・								
計					a	b	c	d	① a + b + c + d 円	
宿泊料 等・食 卓料・ 着後手 当相当	月・日	宿泊施設	宿泊料等	食卓料	備考				計	家族移転料 ①+② 円
	・									
	・									
計					②				円	
摘要							合計	円		

(注) 1 上限額の欄には、移転距離に応じた上限額を記載すること。ただし、当該上限額を超えて移転料を請求する場合には、見積額を記載すること。この場合において、徴取した全ての見積額を記載すること。  
 2 宿泊料等の欄には、宿泊料又は包括宿泊費を記載すること。  
 3 包括宿泊費について記載する場合は、備考欄に「発着地・経過地、方法」を記載すること。

様式第139号の文書処理用の裏中  
「**扶養親族**」を「**同居家族**」に改め、同様式の電算システム用中「**上限額**」を  
「**上限額等**」に、「**車賃**」を「**使用代**」に、「**宿泊料・**」を「**宿泊料等・**」に、「**(宿泊料)**」を  
「**(宿泊料等)**」に、「**宿泊料**」を「**宿泊料等**」に、「**/車賃**」を「**等**」に、  
「**特別車両等区間  
料金・距離〈片道表示〉**」を  

<b>特別車両等区間 料金〈片道表示〉</b>	<b>付随する費用 (円)</b>

に、「**扶養親族氏名**」を「**同居**

家族氏名」に、「扶養親族移転料」を「家族移転料」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第4号及び別表第1の13の改正規定は、同年3月25日から施行する。(経過措置)
- この規則による改正後の財務規則様式第137号の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- この規則による改正後の財務規則様式第139号の規定は、令和8年3月1日以後に採用された職員又は同日以後に転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に係る旅行又は住所若しくは居所の移転について適用し、同日前に採用された職員又は同日前に転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に係る旅行又は住所若しくは居所の移転については、なお従前の例による。

会 計 課

長野県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月23日

長野県議会議長 依 田 明 善

長野県議会規則第1号

長野県議会会議規則の一部を改正する規則

長野県議会会議規則(昭和35年長野県議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「6週間」を「8週間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 事 課

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年3月23日

長野県公安委員会委員長 山 本 京 子

長野県公安委員会規則第2号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

78	125	451	291	113	1,058	287	1,345
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」を

「

80	124	452	303	113	1,072	288	1,360
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」に、

「

41	127	545	749	824	2,286	158	2,444
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」を

「

39	128	545	739	826	2,277	157	2,434
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」に、

「

1,008	1,041	1,072	3,497	449	3,946
-------	-------	-------	-------	-----	-------

」を

「

1,009	1,043	1,074	3,502	449	3,951
-------	-------	-------	-------	-----	-------

」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

警務課

\_\_\_\_\_